

経営者による確認書

平成5年1月19日
改正 平成12年3月22日
改正 平成14年5月30日
改正 平成16年3月17日
改正 平成20年10月31日
最終改正 平成21年4月21日

日本公認会計士協会

本報告書の目的

1. 本報告書は、経営者からの書面による確認のうちの、監査人が監査意見の表明に当たって入手する経営者による確認書（以下「経営者確認書」という。）に関する実務上の指針を提供するものである。

経営者確認書の意義

2. 財務諸表の監査制度は、財務諸表の作成者である経営者と監査人が協力して、真実かつ公正な財務諸表を利害関係者に提供することを本来の目的としている。したがって、両者は、財務諸表の作成に対する経営者の責任と当該財務諸表の適正表示に関する意見表明に対する監査人の責任とに財務諸表に関する責任を分担しながら、相互に協力し合う関係にある。このような協力関係を示し、もって監査制度に対する社会的信頼性をより一層高めていくために、経営者確認書の入手が必要である。
3. 経営者確認書の入手は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の一環として実施される監査手続であるが、監査人は、経営者確認書を入手したことを理由として、監査の実施において必要と判断した監査手続を省略することはできない。
質問以外に有効な監査手続が存在しない場合には、当該事項について経営者の意思や判断を経営者確認書において再確認することが監査意見を形成する上での合理的な基礎を補完する手段となる。

経営者確認書入手の目的

4. 経営者確認書を手に入れる主な目的は、次のとおりである。

(1) 財務諸表の作成責任が経営者にあることの確認

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示する責任は経営者にあることについて、経営者自身が認識していることを確認する。

また、財務諸表の作成責任に関連して、財務諸表及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引がない、並びに財務諸表に重要な影響を与える不正及び違法行為がないと経営者が認識していることを確認する。

(2) 内部統制を構築・維持する責任が経営者にあることの確認

不正を防止・発見し、適正な財務諸表を作成するために、内部統制を構築し維持する責任は経営者にあることについて、経営者自身が認識していることを確認する。

(3) 監査の実施に必要なすべての資料が監査人に提供されたことの確認

監査人が必要と判断したすべての資料がいかなる制約もなく経営者から監査人に提供されたことを確認する。この資料には、議事録、稟議書、契約書、並びに不正による財務諸表の重要な虚偽の表示の可能性に対する経営者の評価、企業に影響を与える不正、不正の疑い又は不正の申立てに関する情報、関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別、継続企業の前提に関する経営者の評価の基礎とした資料が含まれる。

(4) 重要な偶発事象、後発事象等に関する確認

重要な偶発事象、後発事象等、財務諸表に重要な影響を及ぼす事項について、その最新の情報を確実に知り得る立場にある経営者から、その有無、内容等を確認する。

(5) 監査実施時の確認事項についての文書による再確認及び追加確認

財務諸表に重要な影響を及ぼす事項に関し、監査の実施過程で行った口頭による質問の回答について、経営者と監査人との間の解釈の曖昧さや誤解を避けるために文書で再確認し、また、その後監査報告書作成日までの間にその内容に変化がなかったことを追加確認する。

(6) 経営者の意思や判断に依存している事項についての確認

財務諸表に重要な影響を及ぼす事項で、経営者の意思や判断のような主観的要素に負うところの大きいものについて、その内容及び根拠を確認する。資産の評価、会計上の見積り等の経営者の意思や判断に依存している事項については、経営者確認書の入手が適切な監査手続を実施するために重要である。

(7) 監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示による影響が、個別にも集計しても、財務諸表全体にとって重要でないことの確認

財務諸表の作成責任に関連して、監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示による影響が、個別にも集計しても、財務諸表全体にとって重要でないとして経営者が判断していることを確認する。監査人は、発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示を要約して、経営者確認書に含めるか、添付しなければならない。なお、監査人は、発見した財務諸表の虚偽の表示がすべて訂正されている場合（当該要約から除外できるごく少額の虚偽の表示のみの場合を含む。）又は財務諸表の虚偽の表示を発見していない場合には、当該事項について経営者確認書の記載を求める必要はないことに留意する。

経営者確認書の入手上の留意事項

5. 経営者確認書の入手に当たっては、以下の点に留意しなければならない。
 - (1) 経営者確認書は監査人に対する経営者からの書面であるが、記載される内容はいずれも監査人が必要と認めて経営者に確認を求める事項であり、また、記載内容のいかんによっては監査手続にも影響を及ぼすため、通常、監査人が草案を作成し、経営者に内容の説明を行って事前に了解を求めなければならない。なお、監査の過程での質問に対し経営者の行った回答が他の監査証拠と矛盾する場合には、監査人は状況を調査し、経営者によりなされる確認の信頼性について評価しなければならない。
 - (2) 経営者確認書は、簡潔かつ明瞭に表現し、曖昧な表現又は冗長な記述は避けるよう求めなければならない。
 - (3) 確認すべき事項は、監査契約（監査目的）、経営環境、財務諸表の種類、会計方針、会社の置かれている状況等により異なるが、財務諸表にとって重要と考えられる事項であり、かつ監査意見の表明に当たって必要と認めた事項を記載するよう求めなければならない。確認を求める際に、特定の項目に関する監査人の重要性についての考えを経営者に伝えることが必要となる場合がある。
 - (4) 経営者確認書は、監査報告書の交付日に入手しなければならない。
 - (5) 経営者確認書は、監査報告書を提出する場合には、その都度、入手しなければならない。すなわち、会社法監査報告書を提出する場合や同監査報告書を提出した後に金融商品取引法監査報告書を提出する場合はもちろん、起債等に際し開示する財務諸表に添付される監査報告書を提出するような場合にも、入手しなければならない。
 - (6) 経営者確認書には、確認事項について最終的な責任を有する経営者、すなわち会社の代表取締役又は代表執行役の署名（又は記名捺印）を求めなければならない。また、当該代表取締役又は代表執行役以外の取締役又は執行役が財務諸表の作成業

務を担当する部署を所管している場合には、当該取締役又は執行役の署名（又は記名捺印）を併せて求めなければならない。

確認事項の例

6 .経営者確認書には少なくとも次に掲げる事項を記載するよう求めなければならない。

(1) 監査対象となる財務諸表に係る事項

- ・ 財務諸表の作成責任は経営者にある旨
- ・ 財務諸表は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に作成している旨
- ・ 財務諸表及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はない旨
- ・ 不正を防止・発見し、適正な財務諸表を作成するために、内部統制を構築し維持する責任は経営者にあることを承知している旨
- ・ 不正による財務諸表の重要な虚偽の表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨
- ・ 以下の者が関与する企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を監査人に示した旨
 - 経営者
 - 内部統制において重要な役割を担っている従業員
 - 不正又は不正の疑いが財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある場合には、上記以外の者
- ・ 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報を監査人に示した旨
- ・ 財務諸表に重要な影響を与える違法行為はない旨

(2) 監査手続上の制約に係る事項

- ・ 監査人から要請のあったすべての資料は監査人に提供した旨
- ・ すべての株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書及び契約書は閲覧に供した旨
- ・ 監査人から要請のあった関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関するすべての資料は監査人に提供した旨

(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす事項

- ・ 規制当局からの通告・指導等で財務諸表に重要な影響を与える事項はない旨
- ・ 資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を与える経営計画又は意思決定はない旨

- ・ 契約不履行の場合に、財務諸表に重要な影響をもたらすような契約諸条項はすべて遵守している旨
 - ・ 財務諸表に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はない旨
 - ・ 財務諸表に計上又は注記している事項を除き、重要な偶発事象及び後発事象はない旨
- (4) 財務諸表の開示の網羅性に係る事項
- ・ 関連当事者との取引は適切に識別し処理しており、重要な関連当事者との取引は関連当事者の存在とともに適切に注記している旨
 - ・ 財務諸表に計上又は注記している事項を除き、重要なデリバティブ取引はない旨
- (5) 監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示に係る事項
- ・ 監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示による影響が、個別にも集計しても、財務諸表全体にとって重要でない旨
7. 第6項に掲げた事項のほかにも、確認事項の例としては次のような事項が考えられるが、記載を求めるに当たっては第5項(1)及び(3)の規定に留意する必要がある。なお、監査の過程で確かめられた事項で、改めて確かめる必要がないと監査人が認めたものについては、記載を求めない。
- ・ 監査対象となる財務諸表に係る事項
 - 継続企業の前提に係る事項
- ア. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき
- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断している旨
 - ・ 継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが適切であると判断している旨
 - ・ 継続企業の前提に関する事項はすべて財務諸表に注記している旨
 - ・ 財務諸表に注記した継続企業の前提に関する事項を除き、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる事象又は状況はないと判断している旨
 - ・ 監査人に示した対応策は実行可能であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消（又は改善）するよう努力する旨
- イ. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとき
- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、監査人に示した対応策により、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないと判断している旨

株主名簿における名義貸し等に関し、関連当事者の存在に影響を与える可能性がある場合

- ・ 有価証券報告書の「株式等の状況」等の記載について適切に開示している旨
会計方針に係る事項
重要な会計方針の変更がある場合には、その旨及び理由
経営者の意思や判断に係る事項
- ・ 有価証券の時価が著しく下落しているにもかかわらず減損処理を行っていない場合に、取得原価まで時価が回復するかどうかに関する経営者の見解
- ・ 棚卸資産の評価の適切性に関する経営者の見解
- ・ 取立不能のおそれのある債権に係る担保の評価の適正性や貸倒引当金設定の必要性の有無に関する経営者の見解
- ・ 繰延税金資産の回収可能性に関する経営者の見解
- ・ 退職給付債務算定上の基礎率に関する経営者の見解
- ・ 有価証券の保有目的に関する経営者の見解
- ・ 金融商品の時価の算定方法と重要な仮定に関する経営者の見解
- ・ 資産計上しているソフトウェアの評価に関する経営者の見解
- ・ 会計上の見積りの基礎となる仮定に関する経営者の見解
- ・ セグメント情報表示区分の基準に関する経営者の見解
- ・ 連結の範囲及び持分法の適用範囲の適切性に関する経営者の見解

経営者が確認することを拒否した場合の取扱い

8 . 監査人が必要と認めて経営者確認書への記載を求めた事項の全部又は一部について、経営者が確認を拒否した場合には監査範囲の制約となり、監査人は意見を限定する又は意見を表明しないことを検討しなければならない。監査報告書上の取扱いを決定するに当たり、監査人は、当該事項の影響の重要性及び当該確認の拒否が監査の過程で経営者が行った他の質問に対する回答の信頼性に与える影響を考慮する。

なお、経営者が確認を拒否した事項が財務諸表監査の前提となるような事項である場合には、原則として監査人は意見を表明してはならない。

発効及び適用

9 . 本報告書は、平成12年3月22日に発効し、平成12年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。

10. 「監査基準委員会報告書第3号(中間報告)「経営者による確認書」の改正について」(平成14年5月30日)は、平成15年3月1日以後終了する事業年度に係る監査及び平成15年9月1日以後終了する中間会計期間に係る中間監査から適用する。
11. 「監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」の一部改正について」(平成16年3月17日)は、監査基準委員会報告書第25号「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」(平成16年2月17日)が適用される平成16年3月1日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。
12. 「監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」の改正について」(平成20年10月31日)は、平成20年9月30日以後に終了する事業年度に係る監査及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。
13. 「監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」の一部改正について」(平成21年4月21日)は、平成21年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

〔付録〕 経営者確認書の記載例

1. 会社法に基づく監査に関する経営者確認書の記載例

			平成×年×月×日
監査法人			
指定社員			
業務執行社員	公認会計士	殿	
			株式会社
			代表取締役 (署名) (又は記名捺印)
			財務・経理担当取締役 (署名) (又は記名捺印)
<p>当社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類及びその附属明細書(以下「計算書類等」という。)の監査に関連して、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認いたします。また、計算書類等の作成責任は、経営者にあることを承知しております。</p>			
記			
1. 計算書類等は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して会社の財産及び損益の状況を正しく示しております。			
2. 計算書類等及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はありません。			
3. 不正を防止・発見し、適正な計算書類等を作成するために、内部統制を構築し維持する責任は経営者にあることを承知しております。			
4. 不正による計算書類等の重要な虚偽の表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。			
5. 企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の情報はあります。			
(1) 経営者による不正又は不正の疑い			
(2) 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い			
(3) 上記以外の者による計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い			
6. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した計算書類等に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報はあります。			
7. 計算書類等に重要な影響を与える違法行為はありません。			
8. 貴監査法人から要請のあった会計記録及び監査の実施に必要な資料は、すべて貴監査法人に提供いたしました。			
9. 本日までに関催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書及び契約書は、すべて貴監査法人の閲覧に供しました。			

10. 貴監査法人から要請のあった関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関する資料は、すべて貴監査法人に提供いたしました。
11. 規制当局からの通告・指導等で計算書類等に重要な影響を与える事項はありません。
12. 計算書類等の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を与える経営計画や意思決定はありません。
13. 契約不履行の場合に計算書類等に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、すべて遵守しております。
14. 計算書類等に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はありません。
15. 計算書類等に計上又は注記している事項を除き、重要な偶発事象及び後発事象はありません。
16. 関連当事者との取引は適切に識別し処理しており、重要な関連当事者との取引は計算書類等に適切に注記しております。
17. 別添資料の貴監査法人が監査中に集計した未訂正の計算書類等の虚偽の表示による影響は、個別にも集計しても、計算書類等全体に対する重要性はないものと考えております。
18. ……………
19. ……………

以 上

(注) 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。

監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とする。

監査法人

業務執行社員 公認会計士 殿

監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 殿

監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

公認会計士事務所

公認会計士 殿

2. 金融商品取引法に基づく監査に関する経営者確認書の記載例

平成×年×月×日

監査法人

指定社員

業務執行社員 公認会計士 殿

株式会社

代表取締役 (署名)

(又は記名捺印)

財務・経理担当取締役 (署名)

(又は記名捺印)

当社の有価証券報告書に含まれる平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表(以下「財務諸表等」という。)の監査に関連して、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認いたします。また、財務諸表等の作成責任は、経営者にあることを承知しております。

記

1. 財務諸表等は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。
2. 財務諸表等及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はありません。
3. 不正を防止・発見し、適正な財務諸表等を作成するために、企業集団の内部統制を構築し維持する責任は経営者にあることを承知しております。
4. 不正による財務諸表等の重要な虚偽の表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。
5. 当社及び連結子会社に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の情報はありません。
 - (1) 経営者による不正又は不正の疑い
 - (2) 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - (3) 上記以外の者による財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
6. 当社及び連結子会社の従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表等に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報はありません。
7. 当社及び連結子会社において、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為はありません。
8. 貴監査法人から要請のあった会計記録及び監査の実施に必要な資料は、すべて貴監査法人に提供いたしました。
9. 本日までに関催された当社の株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書及び契約書は、すべて貴監査法人の閲覧に供しました。

- 10. 貴監査法人から要請のあった関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関する資料は、すべて貴監査法人に提供いたしました。
 - 11. 規制当局からの通告・指導等で財務諸表等に重要な影響を与える事項はありません。
 - 12. 財務諸表等の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を与える経営計画や意思決定はありません。
 - 13. 当社及び連結子会社は、契約不履行の場合に財務諸表等に重要な影響をもたらすような契約諸条項をすべて遵守しております。
 - 14. 財務諸表等に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はありません。
 - 15. 財務諸表等に計上又は注記している事項を除き、重要な偶発事象及び後発事象はありません。
 - 16. 関連当事者との取引は適切に識別し処理しており、重要な関連当事者との取引は関連当事者の存在とともに財務諸表等に適切に注記しております。
 - 17. 重要なデリバティブ取引は、財務諸表等に適切に注記しております。
 - 18. 別添資料の貴監査法人が監査中に集計した未訂正の財務諸表等の虚偽の表示による影響は、個別にも集計しても、財務諸表等全体に対する重要性はないものと考えております。
 - 19.
 - 20.
- 以 上

(注) 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。

監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とする。

監査法人
業務執行社員 公認会計士 殿

監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 殿
業務執行社員

監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

公認会計士事務所
公認会計士 殿

3. 金融商品取引法に基づく中間監査の経営者確認書の記載例

					平成×年×月×日
監査法人					
指定社員					
業務執行社員	公認会計士		殿		
				株式会社	
				代表取締役	(署名)
					(又は記名捺印)
				財務・経理担当取締役	(署名)
					(又は記名捺印)
<p>当社の半期報告書に含まれる平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の中間会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)に係る中間財務諸表及び同期間の連結会計年度の中間連結会計期間(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)に係る中間連結財務諸表(以下「中間財務諸表等」という。)の中間監査に関連して、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認いたします。また、中間財務諸表等の作成責任は、経営者にあることを承知しております。</p>					
記					
1. 中間財務諸表等は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に關し有用な情報を提供しております。					
2. 中間財務諸表等及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はありません。					
3. 不正を防止・発見し、適正な中間財務諸表等を作成するために、企業集団の内部統制を構築し維持する責任は経営者にあることを承知しております。					
4. 不正による中間財務諸表等の重要な虚偽の表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。					
5. 当社及び連結子会社に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の情報はありません。					
(1) 経営者による不正又は不正の疑い					
(2) 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い					
(3) 上記以外の者による中間財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い					
6. 当社及び連結子会社の従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間財務諸表等に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報はありません。					
7. 当社及び連結子会社において、中間財務諸表等に重要な影響を与える違法行為はありません。					
8. 貴監査法人から要請のあった会計記録及び中間監査の実施に必要な資料は、					

すべて貴監査法人に提供いたしました。また、貴監査法人に報告いたしました中間連結会計期間に係る連結子会社及び持分法適用会社の状況について、追加及び訂正すべき事項はありません。

9. 本日までに開催された当社の株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書及び契約書は、すべて貴監査法人の閲覧に供しました。
10. 貴監査法人から要請のあった関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関する資料は、すべて貴監査法人に提供いたしました。
11. 規制当局からの通告・指導等で中間財務諸表等に重要な影響を与える事項はありません。
12. 中間財務諸表等の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を与える経営計画や意思決定はありません。
13. 当社及び連結子会社は、契約不履行の場合に中間財務諸表等に重要な影響をもたらすような契約諸条項をすべて遵守しております。
14. 中間財務諸表等に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はありません。
15. 中間財務諸表等に計上又は注記している事項を除き、重要な偶発事象及び後発事象はありません。
16. 関連当事者との取引は、適切に識別し処理しております。
17. 重要なデリバティブ取引は、中間財務諸表等に適切に注記しております。
18. 別添資料の貴監査法人が中間監査中に集計した未訂正の中間財務諸表等の虚偽の表示による影響は、個別にも集計しても、中間財務諸表等全体に対する重要性はないものと考えております。
19. ……………
20. ……………

以 上

(注) 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。

監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とする。

監査法人

業務執行社員 公認会計士 殿

監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 殿

監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

公認会計士事務所

公認会計士 殿

4. その他追加項目の確認事項の記載例

上記の経営者確認書の記載例で示されている事項以外に、監査人が経営者確認書において確認を求める必要があると判断した事項については、各会社の個別の状況が反映できるように具体的に記載する必要がある。このような個別記載事項のうち一般的と考えられる事項について以下に記載例を示している。

(1) 継続企業の前提に係る事項

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。

継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが適切であると判断しております。

継続企業の前提に関する事項はすべて財務諸表に注記しております。

財務諸表に注記した継続企業の前提に関する事項を除き、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる事象又は状況はないと判断しております。

貴監査法人に示した対応策は実行可能であり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消(又は改善)するよう努力しております。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとき

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、貴監査法人に示した対応策により、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないと判断しております。

(2) 株主名簿における名義貸し等に関し、関連当事者の存在に影響を与える可能性がある場合

有価証券報告書の「株式等の状況」等の記載については、適切に開示しております。

(3) 会計方針の変更

重要な会計方針については、下記事項を除き、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用しております。

従来、「営業外収益」に計上していた受取ロイヤリティーは、当該収入が主たる営業活動の成果であり、また、海外技術支援事業の拡大に伴い金額的に重要性が高まったことから、当期から「売上高」に含めて計上することに変更しました。

(4) 時価が著しく下落している有価証券の時価の回復可能性

時価が著しく下落しているにもかかわらず減損処理を行っていない有価証券については、その時価は一年以内に帳簿価額まで回復可能であると判断しております。

(5) 棚卸資産の評価

棚卸資産は、棚卸資産の評価に関する会計基準に基づき適切に評価しております。

(6) 営業債権の实在性と評価

営業債権は、貸借対照表日以前の売上から生じた債務者に対する正当な債権であり、貸借対照表日後に出荷したもの、委託又は試用販売のために出荷したもの等に係る債権は含めておりません。また、貸借対照表日後に発生すると予想される貸倒損失に対して適正な引当金を計上しております。

(7) 繰延税金資産の回収可能性

適正な法人税等及び法人税等調整額を計上しております。なお、税務当局による重要な更正がある場合又はそれが予想される場合には、それらも考慮し、計上しております。繰延税金資産に関しては将来の回収可能性を十分に検討し回収可能な額を計上しております。

(8) 退職給付債務の算定上の基礎率

退職給付制度に関する重要な情報をすべて貴監査法人に提供しております。また、退職給付債務及び退職給付費用を測定するための数理計算上の基礎率や計算方法は、当社の状況から見て適切なものであると考えております。

(9) 有価証券の保有目的

流動資産及び投資その他の資産に計上している有価証券は、当社の保有目的に基づき売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式及びその他有価証券に適切に分類し、会計処理しております。なお、満期保有目的の債券は、満期まで保有する当社の意図と能力に基づいて区分しております。

(10) 金融商品の時価の算定方法と重要な仮定

金融商品の時価の算定方法及び重要な仮定に関する重要な情報をすべて貴監査法人に提供しております。また、金融商品の時価の算定方法及び重要な仮定は、合理的であると判断しております。

(11) ソフトウェアの会計処理

無形固定資産として計上している社内利用のソフトウェア費用は、将来の収益獲得又は費用削減が確実なものであると判断しております。

(12) 会計上の見積り

債務保証損失引当金の計上に際して使用した、子会社 株式会社に対する保証債務の履行の可能性に関する見積りは合理的であると判断しております。

(13) セグメント情報の表示区分

連結財務諸表に注記しているセグメント情報は、一般に公正妥当と認められるセグメント情報の開示基準に準拠して作成しております。また、注記している事業の種類別セグメントは当社の経営の多角化の実態を適切に反映し、所在地別セグメントは国又は地域ごとの事業活動を適切に表しております。

(14) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

連結財務諸表において、当社及び子会社が意思決定機関を支配している会社を連結の範囲に適切に含めており、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社への投資は、持分法により適切に評価しております。